

## 今市中学校いじめ防止対策委員会設置要項

### 1 目的

いじめの防止等について、別に定めた「今市中学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

### 2 構成員

いじめ防止対策委員会は、管理職、生徒指導主事、各学年主任、教務主任、養護教諭により構成する。いじめの発生事案に対しては、これに対応するために当該生徒が在籍する学年団を加えて作業部会を構成する。

必要に応じて本校の教職員及び心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

### 3. 会議

いじめ防止対策委員長は、このいじめ防止対策委員会を主宰し、会議を招集する。

### 4. いじめ防止対策委員会の役割

- (1) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (3) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (4) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (5) その他、いじめの防止対策にかかる組織的な取り組みを行う。

### 5. その他

いじめ防止対策委員会は、この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項を定める。